

# 第40回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和5年5月1日

- 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更について（令和5年5月8日から）  
国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定により、感染法上の新型コロナウイルス感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけが変更される。  
※国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和5年2月10日）

## ○決定事項

- 1 常陸大宮市新型コロナウイルス対策本部の廃止等について（令和5年5月8日から）
- (1) 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「茨城県新型コロナウイルス感染症対策本部」が廃止となった場合、常陸大宮市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止とする。
  - (2) 新型コロナウイルス感染者自宅療養支援（健康推進課）について  
感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となることから、令和5年5月2日（5月3日～5月7日は祝日のため）で終了とする。
- 2 感染防止対策の見直し等について
- (1) マスクの着用について（令和5年3月13日から適用）
    - ・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
    - ・事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容され、また、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨する。

<学校における見直し（令和5年4月1日から適用）>

    - ・学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。

<保育園・認定こども園等における見直し（令和5年3月13日から適用）>

    - ・2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。

# 第39回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和4年3月18日

## 1 市有施設の利用制限解除について

- (1) まん延防止等重点措置が解除されることを踏まえ、市有施設で行われている利用制限を、令和4年3月21日をもって解除する。
- (2) 引き続き、マスク着用等の基本的な感染防止対策を実施する。

## 第37回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和4年1月25日

### まん延防止等重点措置の適用を受けた対応について

#### 市が主催する行事の取り扱いについて

- (1) 令和3年度常陸大宮市教育振興大会については、開催方法を変更し実施する。表彰伝達は学校で実施し、講演会はオンラインで実施する。

#### まん延防止等重点措置の実施期間内の公共施設や市立学校の対応について

- (1) 公共温泉温浴施設については、酒類の提供を終日停止し、夜8時までの営業とする。
- (2) 学校開放については、体育館の開放を中止する。

#### <参考>

まん延防止等重点措置の実施期間

令和4年1月27日 から 令和4年2月20日 まで

## 第36回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和4年1月11日

### 市が主催する行事の取り扱いについて

- (1)「令和4年新年賀詞交歓会」及び「第17回常陸大宮駅伝大会」については、感染防止対策を徹底したうえで実施する。

### <参考>

茨城版コロナ Next における茨城県全体 Stage

1月7日現在 Stage1 (感染が抑制できている状態)

# 第35回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年9月29日

## 1 市有施設の利用制限緩和について

- (1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全国で解除されることを踏まえ、市内各施設で行われている利用制限を、令和3年9月30日をもって解除する。
- (2) 引き続き、マスク着用等の基本的な感染防止対策を実施する。

## 第33回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年9月10日

国の「緊急事態宣言」の延長 及び 県の「非常事態宣言」の延長を受けた市内各施設の利用制限等の対応について

### 既に実施されている対応を、9月30日まで延長する。

- (1) 市有施設（社会教育施設・社会体育施設等）の利用については、感染防止対策を徹底した上で、市民利用に限定する。なお、市外の方で既に予約済みの方については自粛を要請する。
- (2) 市有施設（宿泊施設）の利用については、感染防止対策を徹底した上で、市民利用に限定する。なお、市外の方の利用については、既に予約済みの方も含めて自粛を要請する。
- (3) 市有施設（道の駅及び物産販売施設）の利用は混雑を避けるため入場制限を実施する。また、20時までの時短営業とするとともに酒類の提供については終日停止する。
- (4) 市有施設（温泉等施設）の利用については、感染防止対策を徹底した上で、市民利用に限定する。また、20時までの時短営業とするとともに酒類の提供については終日停止する。

### <参考> 緊急事態宣言

実施期間：令和3年9月30日(木)まで

対象地域：北海道，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，  
神奈川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県，滋賀県，京都府，  
大阪府，兵庫県，広島県，福岡県，沖縄県

### まん延防止等重点措置

実施期間：令和3年9月30日(木)まで

対象地域：宮城県，福島県，石川県，岡山県，香川県，熊本県，宮崎県，  
鹿児島県

### 茨城県独自の非常事態宣言

実施期間：令和3年9月26日(日)まで

対象地域：茨城県内全域

## 第3 1回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年8月17日

### 国の「緊急事態宣言」の対象地域指定及び県の「非常事態宣言」を受けた市の対応について

- (1) 市主催の会議は、延期または書面決議とする。(やむを得ず参集する場合は、感染防止対策を徹底する。)
- (2) 市主催の催しは、国及び県の要請に準ずるものとし、人数上限5,000人かつ収容率50%以下とする。
- (3) 市有施設(社会教育施設・社会体育施設等)の利用については、感染防止対策を徹底した上で、市民利用に限定する。なお、市外の方で既に予約済みの方については自粛を要請する。
- (4) 市有施設(宿泊施設)の利用については、感染防止対策を徹底した上で、市民利用に限定する。なお、市外の方の利用については、既に予約済みの方も含めて自粛を要請する。
- (5) 市有施設(道の駅及び物産販売施設)の利用は混雑を避けるため入場制限を実施する。また、20時までの時短営業とするとともに酒類の提供については終日停止する。
- (6) 市有施設(温泉等施設)の利用については、感染防止対策を徹底した上で、市民利用に限定する。また、20時までの時短営業とするとともに酒類の提供については終日停止する。

#### <参考>

##### 国の緊急事態宣言

実施期間：令和3年8月20日(金) ～ 令和3年9月12日(日)

対象地域：茨城県ほか6府県を追加

##### 茨城県独自の非常事態宣言

実施期間：令和3年8月16日(月) ～ 令和3年8月31日(火)

対象地域：県内全市町村

## 第30回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年8月6日

### 1. 国の「まん延防止等重点措置」の適用 及び 県の「緊急事態宣言」の延長を受けた市の対応について

- (1) 市有施設について、県独自の緊急事態宣言期間中は新規予約受付を中止するなど、感染拡大防止を図るため必要な対策を講じる。
- (2) 大宮運動公園市民プールについては、今年度の利用を休止とする。
- (3) 国のまん延防止等重点措置を踏まえ、市有施設（温泉施設等）における酒類の提供を終日停止する。

#### <参考> 国のまん延防止等重点措置

実施期間：令和3年8月8日(日) ～ 令和3年8月31日(火)

対象地域：日立市，高萩市，大洗町，城里町，大子町，河内町を除く  
県内38市町村

#### 茨城県独自の緊急事態宣言

実施期間：令和3年8月6日(金) ～ 令和3年8月31日(火)

対象地域：県内全域



## 第29回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年8月4日

### 1. 茨城県独自の「緊急事態宣言」の発令を受けた市の対応について

- (1) 市有施設について、県独自の緊急事態宣言期間中は新規予約受付を中止するなど、感染拡大防止を図るため必要な対策を講じる。
- (2) 大宮運動公園市民プールについては、県独自の緊急事態宣言期間中は利用休止とする。
- (3) 図書館については、感染防止対策を徹底したうえで通常どおり開館とする。
- (4) 県独自の緊急事態宣言を踏まえ、市有施設（社会体育施設・宿泊施設・公園等）の利用について、引き続き国の緊急事態宣言が発令されている都道府県の方々の利用自粛を要請する。
- (5) 市民に、防災無線等による不要不急の外出自粛等の周知徹底を図る。
- (6) 市有施設における備品及び窓口等について、感染予防を図るため、引き続き消毒等の徹底を図る。

<参考> 茨城県独自の緊急事態宣言

実施期間：令和3年8月6日(金) ～ 令和3年8月19日(木)

対象地域：県内全域

## 第28回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年5月11日

### 1 国の発表（5月7日）を受けた新型コロナウイルス感染症に伴う公共施設の対応について

- (1) 既に緊急事態宣言が発出されている東京都・京都府・大阪府・兵庫県の宣言期間が5月31日まで延長され、また、愛知県・福岡県についても同日までの緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、第27回本部会議で決定した公共施設の利用制限期間について、令和3年5月31日まで延長する。なお、再度の緊急事態宣言の延長があった場合には、同様に利用制限期間を緊急事態宣言の期間まで延長するものとする。

# 第 27 回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和 3 年 4 月 2 8 日

## 1. 市役所の体制及び市主催イベント等の基本的な対応について

### ■留意事項（全業務共通）

各種業務遂行に際しての新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための取組

#### 1. 社会的距離の確保対策

- ・社会的距離を確保した配席
- ・対面する場所にアクリル板やビニールカーテン等の設置
- ・施設への入場前，周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- ・混雑を避けるための入場制限（整理券配布等）

#### 2. 職員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- ・職員及び来客等のマスク着用，手洗いの徹底
- ・消毒液の設置
- ・来客等の入場時体調チェック（検温等）
- ・発熱等の症状がある方の参加自粛の要請
- ・職員の体調管理（検温及び行動記録の徹底）

#### 3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- ・利用者席，テーブル，利用設備等の消毒の徹底
- ・施設等の定期的な換気

#### 4. その他

- ・飲食用に感染防止対策を行っているエリア以外での飲食の制限
- ・大声を出さないことの周知
- ・県及び市内の感染状況に変化があった場合は柔軟に対応

■市役所の体制及び市主催のイベント等の基本的対応

項目 【茨城版コロナ Next】	Stage 4 【感染爆発・医療 崩壊のリスクが 高い状態】	Stage 3 【感染が拡大し ている状態】	Stage 2 【感染が概ね抑 制できている状 態】	Stage 1 【感染が抑制で きている状態】
市役所の体制	○本部会議の決定により、時差勤務又は分散勤務	○原則として通常通り ○国の緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域との不要不急の往来自粛		
市主催の会議	○本部会議の決定により、書面又はオンライン会議若しくは延期	○実施 ・いばらきアマビエちゃんの登録及び周知の徹底 ・入場時に氏名・連絡先を記録（アマビエちゃんを利用できない方のみ） ・県のガイドラインを遵守し実施		
市主催のイベント	○本部会議の決定により、中止又は延期	○実施 ・いばらきアマビエちゃんの登録及び周知の徹底 ・入場時に氏名・連絡先を記録（アマビエちゃんを利用できない方のみ） ・県のガイドラインを遵守し実施		
市有施設の利用	○本部会議の決定により、市有施設の営業を自粛 ・県独自の緊急事態宣言が発令された場合は、期間中の新規予約受付を中止	○利用可（一部制限） ・本部会議の決定により、国の緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域の利用を制限 ・いばらきアマビエちゃんの登録及び周知の徹底 ・入場時に氏名・連絡先を記録（アマビエちゃんを利用できない方のみ） ・県のガイドラインを遵守し営業		

※市が共催・後援するイベント等についても、上記の基本的対応を踏まえ、各実行委員会等で判断すること。

## 2. 連休中における新型コロナウイルス感染症に伴う公共施設の対応について

対応状況	利用制限期間
緊急事態宣言地域の方の利用自粛を要請  通常営業 ・道の駅等 ・公民館等 ・公園	5月11日まで (緊急事態宣言期間)

## 3. 大型連休期間における感染拡大地域への不要不急の往来自粛について (市民の皆様へ)

### 【周知内容】

国は、大型連休を含む4月25日から5月11日までの期間、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に緊急事態宣言を発出しました

市民の皆様には、これら地域やまん延防止等重点措置が適用されている地域への不要不急の往来は自粛していただきますようお願いいたします。

また、これまでと同様にマスクの着用、手洗いの励行、人と人との距離の確保などの基本的な感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

# 第26回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年4月26日

## 1. 市職員の新型コロナウイルス感染症発症について

- (1) 市職員全員に対し、引き続き感染症対策の徹底を図るとともに、感染した職員の人権の尊重と個人情報の保護に配慮するよう指示した。
- (2) 市民には、感染者確認の事実と市の対応をホームページに掲載した。
- (3) 市主催の会議等については、感染予防を図るため、引き続き消毒等の徹底をしたうえで実施すること。

## 第24回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年2月5日

### 1. 県独自の緊急事態宣言の延長を受けた市の対応について

- (1) 市有施設については、感染症対策を講じたうえで、2月8日（月）以降に順次再開する。
- (2) 市民に、防災無線等による不要不急の外出自粛等の周知徹底を図る。
- (3) 市有施設における備品及び窓口等について、感染予防を図るため、引き続き消毒等の徹底を図る。

## 第23回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年1月17日

### 1. 県独自の緊急事態宣言の発令を受けた市の対応について

- (1) 市有施設について、宣言期間中は新規予約受付を中止するなど、感染拡大防止を図るため必要な対策を講じる。
- (2) 県内の全ての飲食店の営業時間短縮の要請を受けて、「ひたまる飲食券」の有効期限を1か月間延長し、2月末日（28日）までとする。
- (3) 市民に、防災無線等による不要不急の外出自粛等の周知徹底を図る。
- (4) 市有施設における備品及び窓口等について、感染予防を図るため、引き続き消毒等の徹底を図る。



# 第22回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和3年1月6日

## 1. 国の緊急事態宣言等を踏まえた市の対応について

- (1) 1都3県を対象とした国の緊急事態宣言や県における県内全域を対象とした不要不急の外出自粛要請等を踏まえ、必要に応じた市有施設等の利用制限を行う。

## 2. 市有施設等における感染症対策について

- (1) 感染拡大防止を図るため、感染症対策に関する看板の設置、掲示等を行い、利用者に対して周知徹底を図る。

## 3. 市民等への周知について

- (1) 国や県の動向に注視しながら、感染拡大防止を図るため、市ホームページ・防災無線等により、感染症対策等の周知徹底を図る。また、新型コロナウイルス感染症に関し、不確かな情報による偏見や差別が生じないように引き続き注意喚起を行う。

## 第 21 回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和 2 年 1 2 月 2 7 日

### 1. 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生を受けた市の対応について

(1) 感染拡大防止を図るため、令和 3 年 1 月に開催する賀詞交歓会、出初式は中止とする。また、成人式については、実行委員会で開催の延期又は中止等を判断する。

(2) 市内感染者発生状況について、県発表に基づき、市ホームページ・SNS 等を活用し市民等に適切に周知するとともに、不確かな情報による偏見や差別が生じないよう引き続き注意喚起を行う。

※ 茨城県では、国の指標に基づき、ステージⅢ（1 週間の人口 1 万人当たりの新規陽性者数 1.5 人以上）以上に相当する市町村を「感染拡大市町村」と位置づけ、不要不急の外出の自粛等を要請しており、常陸大宮市では、12 月 27 日に公表された市内の陽性者が 5 人（人口 39 千人）で、指標 1.28 となっている。

# 第20回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年12月23日

## 1. 令和3年1月開催の市主催事業等について

- (1) 令和3年1月に開催する賀詞交歓会, 成人式, 出初式等の市主催事業等について, 開催にあたっては, 開催時間の短縮, 規模の縮小など, 最大限の感染症対策を図る。

## 2. 年末年始における市内感染症患者発生時等の対応について

- (1) 県内や市内の感染者の状況等によって対策が必要と考えられる場合や国・県における対策強化等の大きな動きがあった場合について, 本部長との協議・指示により, 本部会議を開催し, 市の対応を決定する。

## 3. 市民等への周知について

- (1) 年末年始における感染拡大防止を図るため, 市ホームページ・防災無線等により, 感染症対策の周知徹底を図る。

# 第19回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年11月13日

## 1. 12月以降の市主催の会議・イベント等の対応方針について

- (1) 会議等については、これまでと同様に基本的に開催する方針とし、出席者の要件についても無しとして、県内外を問わず出席可能とする。
- (2) イベント等については、国、県及び各業界団体が策定するガイドラインを順守のうえ、適切な感染防止策を講じて開催する。
- (3) 既に中止を決定しているものについては、原則としてそのまま中止とするが、計画の見直し等により、再度実施が可能となるものについてはこの限りではない。
- (4) 県の対応方針に見直しがあった場合や市内での新規感染者が発生、増加する恐れがある場合等には、本部会議で協議のうえ当該方針を見直すものとする。

## 2. 公の施設の管理等について

- (1) 各施設所管部署においては、施設管理者（指定管理者含む）等にガイドライン等を順守するとともに、施設利用者への周知を徹底するよう指示を行う。
- (2) 貸館等を行う際には、催事等の主催者等に次の事項を依頼する。
  - ①ガイドライン等の順守
  - ②催事等の開催後に感染が疑われる者が発生した際に、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力や必要な情報の提供を行う。
  - ③その他、依頼する事項が多岐に亘る場合には、施設ごとに必要に応じ対応方針を定め、利用者へ周知する。

# 第18回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年9月9日

## 1 茨城県の発表（9月8日）を受けた市の対応について

- (1) 茨城県の感染防止対策（茨城版コロナNext）の対策ステージが緩和されたことを踏まえ、社会体育施設・宿泊施設等の市有施設の利用について、都内在住者の自粛要請を解除する。なお、利用者へ対しては、引き続き、最大限の感染防止対策を図る。
  
- (2) 市主催の催物、市民等への周知、「いばらきアマビエちゃん」の利用促進については、引き続き、現行の取組を継続する。

# 第17回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年9月1日

## 1 9月以降の市主催の催物（会議・イベント）等の対応方針について

- (1) 会議については、引き続き、感染防止対策の徹底を図りながら、国、県及び各業界団体が策定するガイドライン（以下「ガイドライン等」という。）を順守し開催する。
- (2) 市が主催する、不特定多数の来場が見込まれ、対策を講じてもなお感染のおそれがあると危惧されるお祭り・イベントについては、感染拡大防止の観点から、\*当分の間中止とする。また、市が共催・後援するものについては、同じく当分の間、自粛を促すこととし、各実行委員会等と調整を図る。

\*令和2年12月開催予定の行事までとし、以降については改めて協議する。

## 2 公の施設の利用制限等について

- (1) 社会体育施設・宿泊施設等の市有施設の利用について、茨城県の感染防止対策（茨城版コロナNext）を踏まえ、当分の間、都内に在住する方々の利用については控えていただくようお願いする。
- (2) 施設管理者は、ガイドライン等を順守し、引き続き、最大限の感染防止対策を図る。

## 3 市民等への周知について

感染者発生状況については、県発表に基づき、防災無線・市ホームページ・SNS等を活用し、市民等に適切に周知するとともに、感染症の患者に対する誹謗中傷や不当な差別、偏見が生じないように、引き続き、注意喚起を行う。

## 4 「いばらきアマビエちゃん」の利用促進について

会議の開催時や公の施設においては、感染拡大防止を図るため「いばらきアマビエちゃん」を活用するとともに、市内事業所に対して、引き続き、利用促進を周知する。

# 第15回、第16回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 第15回：令和2年8月6日

第16回：令和2年8月9日

## 1 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生を受けた市の対応について

### (1) 市民等への周知について

感染者発生状況について、県発表に基づき、防災無線・市ホームページ・SNS等を活用し、市民等に適切に周知するとともに、不確かな情報による偏見や差別が生じないように注意喚起を行う。

### (2) 市有施設、市主催イベント、会議等の対応について

「いばらきアマビエちゃん」を活用するなど、感染防止対策の徹底を図りながら、市有施設の開設、市主催イベント、会議等の実施について、引き続き、現在の方針（取組み）を継続して行う。

# 第14回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年7月31日

## 1 市内感染者発生時における市の対応について

市内感染者発生時における市の対応として、必要に応じて、記者会見の実施、市民への周知（防災無線・市ホームページ）、相談窓口の設置等について、各部署が連携して取組み、市民への適切な情報提供に努める。

## 2 「いばらきアマビエちゃん」の利用促進について

市内事業所に対し、感染拡大防止を図るため、茨城県の「いばらきアマビエちゃん」の利用促進を周知する。



# 第13回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年7月21日

## 1 茨城県の発表（7月20日）を受けた市の対応について

- (1) 社会体育施設等の市有施設の利用について、都内で感染状況が非常に悪化している状況から、当分の間、都内に在住する方々の利用は不可とする。また、他地域の方々の利用については、各業界団体が策定するガイドラインを順守し、最大限の感染防止対策を図る。
- (2) 市ホームページや防災無線等により、東京都への不要不急の移動や滞在及び都内在住の家族等への不要不急の帰省の呼びかけの自粛等について、市民への周知を図る。

### 茨城県発表内容(7月20日)

**東京都への不要不急の移動・滞在については、自粛をお願いします。**

- 都内在住の家族等へ不要不急の帰省の呼びかけを自粛するなど慎重に対応。
- 通勤・通学などで移動・滞在する際は最大限の感染防止対策を実施。
- 都内への通勤・通学者などで、高熱や倦怠感などの症状が出た場合は、迷わずに「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談。
- 都内在住の方の茨城県内への不要不急の移動・滞在は控えていただくようお願いします。

# 第12回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年6月23日

## 1 7月以降の市主催の催物（会議・イベント）等の対応方針について

- (1) 会議・イベント等については、国、県及び各業界団体が策定するガイドライン（以下、ガイドライン等という）を順守のうえ、適切な感染防止策を講じて開催する。

## 2 公の施設の管理等について

- (1) 各施設所管部署においては、施設管理者（指定管理者含む）等にガイドライン等を順守するとともに、施設利用者への周知を徹底するよう指示する。
- (2) 貸館等を行う際には、催事等の主催者等にガイドライン等の順守等について指示する。

## 3 酸性電解水の配布について

- (1) 市民等への酸性電解水の配布は、配布者数が減少していること、消毒薬の入手が容易になってきていることから、6月末日で終了する。

## 4 第2回有識者会議について

- (1) 第2回有識者会議（保健医療関係者）を7月下旬に開催する。

## 5 その他

- (1) 特別定額給付金の未申請者に対して、周知を徹底するとともに、個別対応を行うなど、丁寧な対応に努める。
- (2) 各部署では、事務事業推進に必要なマスク、消毒薬等を確保する。また、感染の第2波に備え、市備蓄品の確保に努める。
- (3) 市独自の経済対策事業について、早期支援が出来るよう対応する。
- (4) 6月19日から都道府県をまたぐ移動が全国を対象に緩和されたことから、市有施設についても、適切な感染防止策を行ったうえ、利用制限を緩和する。

# 第 11 回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和 2 年 5 月 1 8 日

## 1 新型コロナウイルス感染症対策・支援制度等について

- (1) 市独自事業として、国の地域創生臨時交付金を活用し、感染防止対策や各種支援事業を実施する。

## 2 市有施設等の利用制限緩和等について

- (1) 公園施設については、県内の状況や各施設における利用状況等を踏まえ、施設毎に利用制限の緩和について判断する。
- (2) 宿泊施設については、当分の間は県内利用者に限り利用できるよう対応する。

## 3 その他

- (1) 公立幼稚園については、5 月 21 日 (木) から午前中のみ登園とし、6 月 1 日 (月) から通常教育を再開する。なお、給食については、6 月 1 日から実施する。
- (2) 小中学校については、5 月 25 日 (月) から、1 人当たり週 2 日間の分散登校とし、3 時間の授業を行う。6 月 1 日 (月) から一斉登校とし、4 時間の授業を行う。6 月 8 日 (月) から通常授業を再開する。なお、給食については、6 月 1 日から実施する。
- (3) 市民への酸性電解水の配布について、引き続き配布を継続する。なお、日々の配布者が減少していることから、日数等については縮小する。

# 第10回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年5月8日

## 1 市単独の経済対策事業について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する市単独の経済対策事業について、市内の状況を詳細に把握・分析のうえ、事業を実施する。

## 2 今後のイベント・行事等の対応について

- (1) 感染拡大防止の観点から、当分の間(※)、市内で実施するお祭り・イベントは中止とし、各実行委員会等と調整する。

※令和2年9月19日開催予定の「第30回花立山星まつり」までとし、以降のお祭り・イベントについては改めて協議する。

- (2) 市有施設の利用制限の在り方について、国や県の方針等を踏まえ、適切な感染防止対策等の準備を行ったうえ、利用制限を緩和する。

# 第9回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年4月27日

## 1 感染防止対策について(G.W 前の取組みについて)

- (1) 市民に、防災無線等を活用し、首都圏等からの帰省や旅行・外出の自粛について周知徹底を図る。また、感染予防の具体的な対処法や特別定額給付金の申請等について、チラシの全戸配付により周知する。
- (2) 市職員についても同様に自粛するとともに、感染拡大防止を図るため、勤務中はマスク着用を徹底する。
- (3) 特別定額給付金の事務について、5月1日に特別定額給付金対策室を設置し、市民にスムーズな給付が行えるよう、関係各課が連携し取り組む。
- (4) 市内の事業者（生活必需品販売業者）に、感染予防チラシを改めて配付し、周知徹底を図る。
- (5) 感染拡大防止を図るため、首都圏等からのキャンプやバーベキューを行う来訪者に自粛していただくため、河川敷等への進入禁止措置や看板設置等を行う。
- (6) 市内幼稚園、小中学校について、5月31日まで臨時休業を延長する。

## 2 常陸大宮市新型コロナウイルス対策専門家会議の設置について

医学的（保健医療関係者）な見地から、意見の聴取・助言を求めるため、専門家会議を設置する。

## 第8回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年4月17日

### 1 緊急事態宣言の発令等について(発令を受けた対応)

- (1) 市民に外出自粛等の周知徹底を図る。
- (2) 市有施設等については、各施設の利用状況に応じ、休館・休園・一時利用停止等の対策を図る。
- (3) 各部署では、窓口など、市民サービスの維持に努めるとともに、感染症対策を図る。
- (4) 市民等が窓口に来庁し、申請や届出のある業務等については、郵便やインターネットの活用など、出来るだけ人との接触を避ける代替策を検討・実施する。
- (5) 業者と行う打合せ等については、出来るだけ電話やメールなどで対応する。

# 第7回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年4月9日

## 1 市内幼稚園・小中学校の対応について

4月13日（月）から5月6日（水）までを臨時休業とする。

## 2 市主催イベント及び市有施設の開設等について

引き続き現在の取組みを継続するとともに、国内や県内で感染拡大している状況から、3密（密閉・密集・密接）を避けることを基本とし、各部署で施設毎に判断する。また、感染拡大地域等からの利用が見込まれる施設等においては、感染症予防の更なる注意喚起を実施する。

## 3 酸性電解水の配布について

感染症予防対策のため、市民及び社会福祉施設等を対象に、4月14日（火）から当分の間、大宮文化センター及び各支所等で、酸性電解水の配布を実施する。

# 第6回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年4月1日

## 1 市の対応について

- (1) 市民等への周知，市主催イベントの開催，市有施設の開設等については，新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から，引き続き現在の取組みを継続して行う。



# 第5回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年3月23日

## 1 市の対応について

- (1) 市内小・中学校について、春休み明けから新学期を開始できるよう準備する。また、中学校の部活動は、春休み期間中は活動を中止する。
- (2) 4月以降のイベント、行事、会議等の対応については、当分の間、現在の方針（取り組み）を継続する。

## 第4回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年3月19日

### 1 市の対応について

- (1) 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」の各対応策について、各部署において内容を精査のうえ、必要に応じた事業を実施する。
- (2) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合を想定し、職場におけるシミュレーションを行う。

## 第3回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年3月17日

### 1 市の対応について

- (1) 県内での感染者発生を受け、市内の温泉施設等（三太の湯・四季彩館・ささの湯）については、3月18日（水）から3月31日（火）まで休館とする。
- (2) 各部署で所管する施設（指定管理者を含む。）について、感染症対策の更なる徹底・周知を図ること。

## 第2回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年2月28日

### 1 市立幼稚園, 小中学校の一斉臨時休校要請への対応について

- ・3月5日(木)までを準備期間とし, 3月6日(金)から3月24日(火)までを臨時休業とする。ただし, 必要に応じて登校を認める。(必要に応じてとは, 卒業式, 修了式, 中学3年生のみ13日(金)の進路指導等)

### 2 保育所, 放課後児童クラブの対応について

- ・保育所については, 厚生労働省の通知に基づき, 平常どおり運営する。
- ・放課後児童クラブについては, 小中学校の臨時休業の期間を, 長期休業中の対応(7:30~19:00)で確保できるように対応する。

### 3 その他

#### (1) 新型コロナウイルス感染防止対策基本方針について

- ・2月25日開催した第1回対策本部会議で決定したイベントの開催方針について, 次のように変更する。

#### (1) 次のいずれかに該当するものは「中止又は延期」とする。

- ①屋内・屋外で不特定多数が近接すると予想される場合
- ②屋外は, 近接しない場合でも, 妊婦, 子供, 高齢者の参加が多く見込まれる場合
- ③飲食物を提供する場合

#### (2) やむを得ず開催する場合は, 参加者を削減, 開催時間を短縮, 内容を簡略するなど, 感染拡大を最小限に抑える実施方法を検討する。

#### (3) 民間のイベント等についても, 政府の2月25日付方針に基づき3月15日までは自粛を要請し, それ以降については, 国の方針等に基づき改めて対応を要請する。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染及び感染疑い時の休暇等の対応について 市職員の新型コロナウイルス感染症に関する休暇等について承認。

### 4 次回の本部会議について

県内で感染者が発生した場合や国の方針等が大きく変わった場合など, 新型コロナウイルス感染症に関する情勢に応じて, 対策本部会議を開催する。

# 第1回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

開催期日 令和2年2月25日

## 1 市内イベントの開催方針について(市が主催するイベント等)

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、個々のイベントについて、主催者の判断で開催の可否を決定する。

(国の基本方針 R2.2.25 策定)

イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染症拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

## 2 市内でウイルス感染者が発生した場合の対応について

- (1) 各部署においては、平成26年12月に策定した「常陸大宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき適切に対応するとともに、所管する施設等で感染者が発生した場合に備え対応を検討し、シミュレーションを行う。
- (2) 保健所との連絡調整の窓口は、保健福祉部健康推進課が行う。

## 3 次回の本部会議について

県内で感染者が発生した場合に対策本部会議を開催する。

## 4 その他

感染症予防の徹底を図るため、市民等への更なる周知をする。